平成２１年（フ）第１７４号
山梨県韮崎市下祖母石2086番地１　市営祖母石住宅Ａ棟11号
債務者　中込　　久
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
山梨県甲斐市團子新居565番地１
債務者　草場　由紀
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
山梨県笛吹市一宮町国分1386番地８　一宮インターハイツＣ―101
債務者　白川　順子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
大分県別府市大字南立石2145番地の45
債務者　牧　ゆかり
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３５号
山形県新庄市十日町568番地の38
債務者　佐々木玉美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第３６号
山形県新庄市十日町568番地の38
債務者　佐々木エツ子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第３９号
山形県新庄市千門町13番31号
債務者　佐々木朝日
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２０７号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内４丁目77番地１　ハイツ馬場Ａ203
債務者　亀子　一夫
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２７７号
岐阜県本巣郡北方町平成１丁目57番地　スカイアメニティ林202
債務者　戸澤　信一
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１２１号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　県営Ｐ４―201号、前住所三重県津市香良洲町6194番地３
債務者　盛長ヴェリントン　カルヴァリオ
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５号
三重県伊賀市上之庄828番地の１
債務者　中　　泰江
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１２７号
滋賀県彦根市中藪１丁目14番22号
債務者　宮永　義浩
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１４４号
滋賀県彦根市平田町612番地20　ジェネスディオ101
債務者　日夏　美里
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７１６号
神戸市垂水区旭が丘３丁目12番２―804号
債務者　八木　倫世
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１７号
神戸市須磨区北落合１丁目１番310―102号
債務者　千葉　千代
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５３号
神戸市垂水区東垂水３丁目８番15号
債務者　田畑　元治
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５５号
神戸市灘区楠丘町３丁目１番709号、従前の住所神戸市東灘区御影塚町３丁目10番８号
債務者　坂元　恵理（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部